

報告第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- 1 和解の相手方 杵築市在住 個人（1名）
- 2 和解の要旨 町は、責任割合により相手方に損害賠償金 56,500 円を支払い、相手方は責任割合により本町に損害賠償金 151,561 円を支払うもの。
- 3 事件の概要 令和 6 年 5 月 29 日午後 4 時 40 分頃、本町のデマンド交通運行事業として運行中の車両がサンライフオレンジ店へ向かう途中に、道なりに進んできた車両と接触し、相手方の運転手席右側リアバンパーと自車運転手席側の右側面とが損傷した。
- 4 専決年月日 令和 6 年 7 月 23 日